

第 17 回 火災防護検討会 議事録

1. 日時 平成 21 年 1 月 30 日（金） 13:30～16:00

2. 場所 （社）電気倶楽部 A 会議室

3. 出席者（敬称略，五十音順）

出席委員：奈良間主査（中部電力），牛島副主査（関西電力），大江（四国電力），加賀谷（日立 GE ニュークリア・エナジー），角谷（三菱重工業），多田（原子力安全基盤機構），田中（日本原子力技術協会），名畑（北海道電力），菱川（東京電力），正木（東芝）
(10名)

代理委員：白川（中国電力・岸良委員代理），谷川（日本原電・長橋委員代理） (2名)

常時参加者：森田（東芝プラントシステム） (1名)

事務局：田村

4. 配布資料

資料 No.17-1 第 16 回 火災防護検討会議事録（案）

資料 No.17-2-1 JEAG4607（原子力発電所の火災防護指針）原子力規格委員会安全設計分科会書面投票意見回答集約表（反対意見）

資料 No.17-2-2 JEAG4607（原子力発電所の火災防護指針）原子力規格委員会安全設計分科会書面投票意見回答集約表（保留意見）

資料 No.17-2-3 JEAG4607（原子力発電所の火災防護指針）原子力規格委員会安全設計分科会書面投票意見回答集約表（賛成その他意見）

資料 No.17-2-4 JEAC4626（原子力発電所の火災防護規程）原子力規格委員会安全設計分科会書面投票意見回答集約表（反対意見）

資料 No.17-2-5 JEAC4626（原子力発電所の火災防護規程）原子力規格委員会安全設計分科会書面投票意見回答集約表（保留意見）

資料 No.17-2-6 JEAC4626（原子力発電所の火災防護規程）原子力規格委員会安全設計分科会書面投票意見回答集約表（賛成その他意見）

資料 No.17-2-7 JEAG4607「原子力発電所の火災防護規程」新旧比較表

資料 No.17-3-1 原子力発電所の火災防護指針（JEAG-4607）の改訂動向について

資料 No.17-3-2 区画内の油火災に関する実証試験

資料 No.17-3-3 ケーブル火災に関する実証試験

資料 No.17-3-4 電気盤火災に関する実証試験

参考資料-1 原子力規格委員会 安全設計分科会 火災防護検討会委員名簿

参考資料-2 学協会規格の規制への活用の現状と今後の取組みについて（案）

5. 議事

(1) 出席者の報告及び委員変更について

事務局より代理出席の報告があり、奈良間主査の承認があった。

(2) 前回議事録確認

事務局より、資料No.17-1に基づき、第16回 火災防護検討会 議事録(案)の説明があり、承認された。

また、奈良間主査より、第31回原子力規格委員会での中間報告の説明があった。分科会の資料をもとに方向性等について説明。主な質疑としては、プラント停止中の作業での火災が多いことについてどう考えるか、反対意見の内容等についての質問があり、作業での火災については、制定中のJEAG4103(運用)と両方で火災防護対策を行っていくことを説明した。また、規程・指針に分けることについて特にコメントはなかった。

(3) JEAC4626「原子力発電所の火災防護規程」制定案及びJEAG4607「原子力発電所の火災防護指針」

改定案に関する分科会書面投票対応案について

奈良間主査より、資料No.17-2-1~2-7に基づき、書面投票意見対応案の説明があった。次回(2/10)の検討会で最終的に対応案をまとめることとし、今日の段階でご意見があれば頂きたいとの説明があった。主な意見は以下のとおり。

・資料No.2-7の赤枠の意味は。

赤枠は、反対意見対応で、JEAGからJEACにした部分。

追加でJEACとした箇所は3箇所あるため、他の2つも同様に赤枠にする。

- ・反対意見で主なコメントは、1999年版でエンドース済みの解説を今回JEAGの解説としたものについて、JEACの解説に入れるべきというもの。これについてどう考えるか。
- ・少なくともエンドースされた部分はJEACにすべき。別記-2を残さない方向であるため素直にJEACに入れた方がよい。国としても、なるべく民間規格に任せて、要件を少なくしたいと思われる。
- ・別記-2との整合性をチェックする必要があるのではないかと。書かないのであれば技術評価でコメントされることを覚悟して改定しなければならない。
- ・民間規格を要件まで上げる必要はなく、保安院の判断が入ってよいのではないかと。民間として、こういう考えで規格が出来ているというロジックを説明すればよい。
- ・規程・指針と分けることで判断が入ってくる。仕様規定は民間になるべく任せるという考えがあり、あえて要件をつけるということは、要求に差があるということ。本案はなるべく要件を付けたくないとと思われる。
- ・別記-2の改訂は、火災防護指針と大橋WGを包含して要求事項としてまとめたもの。民間規格の制定を待っていたら遅いため、規制側が改訂した。
- ・大橋WGでは、できるだけ具体的なところを整備して今の要求事項になっている。本規程は大橋WGから外れていないと認識している。
- ・民間指針のエンドースについて、技術評価は0又は1で判断できれば分かりやすいが、火災防護は要求事項を満足するための手段が色々あるため、評価が難しい。JEACはミニマムリクワイアメントとして、JEAGで例示を示すという現在の記載の方が使う側として使いやすい。

- ・規制が民間に求めているのは仕様規定。別記-2の文言をそのまま民間の規格に書いてあげれば良いというものではない。
 - ・別記で足りないものがあれば検討して取り入れる必要があるが、あまりにも漠然とした内容を要求事項として取り入れるのは難しい。
 - ・JEAGに記載のままで良いかというものもある。例えば、建屋への給水接続口を設けるという記載が別記-2にあるが、今回の改定ではJEAGの中にある。
 - ・別記-2の上記記載は必ずしも要求事項ではないはずであり、タンクが建屋内にあれば給水接続口は設けなくても良いことになっている。
 - ・規程・指針の切り分けで悩む部分もあるが、まずは作ってみることが大切。エンドースされたものを全て入れなければいけないではなく、火災防護上問題があるかどうかを議論すべきではないか。
 - ・指針、大橋WG、別記-2と様々な要求事項があるが、民間側から見て、どう落とし込むかを考えていきたい。
 - ・技術評価のためだけに規格を作成しているものではないため、国との意見の違いがあれば、その時に検討すれば良いのではと思う。
- ・過去の要望事項を考慮し、一度整理をして、民間規格としてどうするか、ご意見も踏まえて、規程・指針のどちらにするか、検討したい。

(4)その他

牛島副主査及び加賀谷委員，角谷委員，正木委員より，資料No.17-3-1～3-4に基づき，H21.3.23～25に開催される原子力学会 春の年会での発表原稿についての説明があった。これは，規格の改定動向を発表するとともに，規格に反映している過去の電力共同研究の成果を発表することで，データの開示・記載根拠の透明性に繋がると考えて実施するもの。安全設計分科会長の確認をとって進めていくこととした。

6. その他

- (1) 次回の検討会は，2/10 13:30 から，電気倶楽部 A 会議室で開催とし，これまでの意見を踏まえた対応案の審議を実施することとした。

以 上